

2012 年 4 月 11 日 全 6 頁

社外役員の開示強化

金融調査部 制度調査課
横山 淳

[要約]

- 2012 年 3 月 30 日、社外役員の開示を強化する開示府令の改正が公布された。
- 具体的には、①社外役員に該当する旨の注記、②社外役員の独立性に関する基準等の内容の開示、③社外役員の所属会社・出身会社との利害関係の開示などが盛り込まれている。
- これらの見直しは、2012 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書（有価証券届出書については、2012 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度を最近事業年度とするもの）から適用される。

※本稿は、2012 年 3 月 21 日付レポート「社外役員の開示強化案」を、最終的な府令等に基づいて書き改めたものである。

1. 社外役員に関する開示の強化

- 2012 年 3 月 30 日、「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」¹（以下、改正開示府令）が公布された。また、これに伴い、金融庁は「企業内容等の開示に関する留意事項について」（企業内容等開示ガイドライン）の改正²も実施している。
- これらは、有価証券届出書及び有価証券報告書における社外役員に関する開示の強化を求めるものである。具体的には、次の事項が盛り込まれている。

- ①「役員の状況」において、社外取締役又は社外監査役に該当する役員については、その旨を注記する。
- ②「コーポレート・ガバナンスの状況」において、社外取締役及び社外監査役の提出会社からの独立性に関する基準・方針の内容を記載すべきことを明確化する。
- ③開示が求められる社外取締役及び社外監査役と提出会社との利害関係には、これらの者が役職員である（あった）会社と提出会社との利害関係が含まれることを明示する。

¹ 2012 年 3 月 30 日付官報（号外第 73 号）に掲載されている。なお、新旧対照表などが、金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/23/sonota/20120330-13.html>）にも掲載されている。

² 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/23/sonota/20120330-13/03.pdf>）に掲載されている。

④開示が求められる社外取締役及び社外監査役と提出会社との利害関係の記載においては、金融商品取引所が開示を求める社外取締役の独立性に関する事項を参考にすることができる。

○以下、これらの点について、簡単に説明する。なお、2012 年 2 月 29 日に公表された原案（「『企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）』等の公表について」³⁾）から、特に大きな変更点はない。

(1) 社外役員である旨の注記

○有価証券届出書及び有価証券報告書においては、提出会社の「役員の状況」として、各役員について、役名、職名、氏名、生年月日、略歴、任期などが開示されている（企業内容等の開示に関する内閣府令（以下、開示府令）第二号様式、第三号様式）。

○改正開示府令では、役員が社外取締役又は社外監査役に該当する場合⁴⁾には、「その旨を欄外に注記すること」を求めるとしている（改正後の開示府令第二号様式記載上の注意(56)h、同第三号様式記載上の注意(36)g）。

○もっとも、実務上、既に多数の上場会社が提出する有価証券報告書において、「〇〇〇〇は会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります」、「〇〇〇〇は会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります」といった注記が見受けられる。

○その意味では、改正の実務への影響は、「社外役員である旨の注記」に限れば、それほど大きくないと思われる。

(2) 独立性基準等の開示

○改正前の開示府令においても、社外取締役、社外監査役を選任している会社は、その有価証券届出書及び有価証券報告書において、提出会社の「コーポレート・ガバナンスの状況」の中で、「社外取締役又は社外監査役の提出会社からの独立性に関する考え方」の開示が求められていた。

○改正開示府令では、これがより詳細になり、**「社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容」**を開示することとされている（改正後の開示府令第二号様式記載上の注意(57)c、同第三号様式記載上の注意(37)）。なお、基準や方針がない場合は、「その旨」を開示すればよいとされている。

³⁾ 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/23/sonota/20120229-2.html>）に掲載されている。

⁴⁾ 厳密には、会社法上の社外取締役、社外監査役であり、かつ、会社法施行規則 2 条 3 項 5 号に規定する社外役員に該当する者と定義されている（改正前の開示府令の定義も同じ）。具体的には、次の①又は②を満たすものということになる。

①監査役会設置会社（社外監査役が半数以上）、委員会設置会社（指名・報酬・監査の各委員会は社外取締役が過半数）、責任限定契約（社外取締役又は社外監査役により認められる）などの会社法上の要件にいう社外取締役、社外監査役である。

②社外取締役又は社外監査役であるものとして計算書類、事業報告、株主総会参考書類その他の法令等に基づき作成する資料に表示している。

なお、これは会社法上の事業報告における社外役員開示の対象と同じものである（会社法施行規則 2 条 3 項 5 号、124 条）。

- 金融庁は、開示事項を「独立性に関する考え方」から「独立性に関する基準又は方針の内容」に改正する趣旨について「従来の開示ルールの特明確化」と説明している（2012年2月29日付原案。「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」⁵（以下、「金融庁の考え方」）No. 9～11も参照）。
- その意味では、理念的には、ルールの本質に大きな変更が加えられる訳ではない、と見ることも可能かもしれない。
- ところが、実務上は、単に「独立性を有している」などといった結論のみを記載している開示事例も見受けられる。そのため、既に具体的な開示を行っている会社を除けば、改正開示府令により、具体的な基準や方針も含めた開示が求められるようになるものとも考えられる。
- なお、改正開示府令は、独立性に関する基準や方針の開示を求めるものであり、基準や方針の作成そのものを義務付けている訳ではない（「金融庁の考え方」No. 2参照）。これらの基準等がない会社は「基準又は方針はない」と記載すれば、法令上の開示義務は果たしたこととなる。ただし、「基準又は方針はない」との開示内容を見た株主・投資者は、これをネガティブに受けとめる可能性が高いと思われる。
- また、金融庁は、「基準又は方針」の範囲について、次のように、選任に当たって「直接適用するもの」だけでなく、「参考とする基準等」も含むとの考え方を示している（「金融庁の考え方」No. 1）。

……前略……「社外取締役又は社外監査役を選任するための（基準又は方針）」には、社外取締役又は社外監査役の選任に当たって直接適用するもののほか、選任に当たって参考とする基準等も含むものと考えており、開示府令の文言は変更していません。

なお、社外取締役又は社外監査役の選任に当たり、独立性に関する基準又は方針はないが、参考とする基準又は方針がある場合には、「基準又は方針はないが、選任にあたっては〇〇を参考にしている」旨を記載するとともに、その参考にしている基準等の内容を記載することになります。

（出所）「金融庁の考え方」No. 1

（3）社外役員の所属会社・出身会社との利害関係

- 社外取締役、社外監査役を選任している会社は、その有価証券届出書及び有価証券報告書において、提出会社の「コーポレート・ガバナンスの状況」の中で、社外取締役、社外監査役と「提出会社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること」が求められている（開示府令第二号様式記載上の注意(57)c、同第三号様式記載上の注意(37)。改正の前後とも同じ）。
- 今回の改正開示府令に合わせて改正された企業内容等開示ガイドラインでは、**社外取締役・社外監査役個人と提出会社**との間の利害関係だけでなく、**社外取締役・社外監査役の所属会社・出身会社と提出会社**との間の利害関係も開示対象となることが明確化されている（改正後の企業内容等開示ガイドライン 5-19-2）。

⁵ 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/23/sonota/20120330-13/00.pdf>）に掲載されている。

- 具体的には、「提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係」には、**「社外取締役又は社外監査役が他の会社等の役員若しくは使用人である、又は役員若しくは使用人であった場合における当該他の会社等と提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係が含まれる」**と定められている。
- 「又は役員若しくは使用人であった場合」とあることから、社外取締役・社外監査役が現役の役職員である会社だけではなく、既に役職員を退職した会社についても、提出会社との利害関係を開示する必要があるものと考えられる（「金融庁の考え方」No. 3）。ここでいう「利害関係」には、「人的関係、資本的关系」だけではなく「取引関係」が含まれている点は、特に重要だと考えられる。
- 実務上も、社外取締役・社外監査役が役職員となっている会社との利害関係についても開示を行っている会社がある一方で、社外取締役・社外監査役個人との利害関係にしか言及していないと推測されるような事例も見受けられる。
- 加えて、社外取締役・社外監査役が役職員となっている会社との利害関係を開示している会社であっても、既に退職している出身会社については、特に言及していない事例も見受けられる。
- これらの会社については、今回の改正により、より詳細な開示が要求されることもあるだろう。
- なお、社外役員の所属会社・出身会社との利害関係の開示に関連して、①社外役員の過去の勤務先は、いつまで遡る必要があるのか、②有価証券報告書の提出会社の子会社等の利害関係も開示対象となるのか、という問題について、金融庁は次のような見解を示している。

（コメントの概要）

開示ガイドライン案5-19-2において、「他の会社等の役員若しくは使用人である、又は役員若しくは使用人であった場合」とあるが、いつまで遡る必要があるのか（無期限か）。また、「その他の利害関係」はどの程度までと考えればよいか。提出会社（上場会社）の子会社との利害関係は含まれないとの理解でよいか。

（金融庁の考え方）

「提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係」の記載については、個別に判断されるべきものであると考えられますが、このような「社外取締役又は社外監査役が他の会社等の役員若しくは使用人である、又は役員若しくは使用人であった場合」における利害関係等の記載については、他の会社等の役員又は使用人であった者としていつまで遡る必要があるのかという点も含め、金融商品取引所が開示を求める社外役員の独立性に関する事項を参考にすることができます。

提出会社とその他の会社等との利害関係が提出会社の子会社等を通じて存在する場合も、「社外取締役又は社外監査役が他の会社等の役員若しくは使用人である、又は役員若しくは使用人であった場合」に含まれるものと考えられます。

（出所）「金融庁の考え方」No. 5

- 一点目の、利害関係等を開示すべき社外役員の過去の勤務先は、いつまで遡る必要があるのかについて、形式的な基準は示されていない（「個別に判断されるべきもの」）。その上で、後述(4)のガイドラインを踏まえて、「金融商品取引所が開示を求める社外役員の独立性に関する事項」を参考にすることができるだけ述べている。
- この点について、東京証券取引所（以下、東証）は、後述する独立役員制度の強化の一環として、

独立役員が**過去 10 年**の間に、取引先の業務執行に従事していた場合に、その取引の概要の開示を求めることなどの検討を進めている⁶。今後の東証の動きを見守る必要があるが、上場会社における実務的な対応について、この「10 年」基準が一つの目安となる可能性があるだろう。

○二点目については、有価証券報告書の提出会社本体との利害関係だけではなく、その子会社等との利害関係も、基本的に、開示の対象となるとの見解が示されている。

(4) 金融商品取引所における開示との関係

○今回の企業内容等開示ガイドラインの改正では、社外取締役・社外監査役と提出会社との間の利害関係の開示について、金融商品取引所における開示事項を参考とできることが明示されている（改正後の企業内容等開示ガイドライン 5-19-3）。

○具体的には、「提出会社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係」の記載に当たっては、「本邦の金融商品取引所に上場する有価証券の発行者に対し、当該金融商品取引所が開示を求める社外役員の独立性に関する事項を参考にすることができる」と定められている。

○上場会社の場合、コーポレート・ガバナンスに係わる開示としては、有価証券報告書などの法定開示のほかにも、金融商品取引所の規則に基づく開示も求められている。

○東証を例にとれば、上場会社は「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において社外取締役、社外監査役に関して、人数、属性（他の会社の出身者、弁護士、公認会計士、税理士、学者、その他）、会社との関係、選任理由などを開示することが求められている（東証「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」記載要領⁷）。

○加えて、上場会社には、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役）1 名以上の確保が義務付けられている（有価証券上場規程 436 条の 2）。これとの関係で、「独立役員として指定する者が、次の a から e までのいずれかに該当する場合は、それを踏まえてもなお独立役員として指定する理由」の開示も求められている（東証有価証券上場規程施行規則 211 条 6 項 5 号）。

- a. その会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者又は過去に業務執行者であった者（以下、業務執行者等）
- b. その会社を主要な取引先とする者（又はその業務執行者等）、その会社の主要な取引先（又はその業務執行者等）
- c. その会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家・法律専門家（注 1）
- d. その会社の主要株主（注 2）
- e. 次に掲げる者の近親者

⁶ 清水幸明（東京証券取引所上場部企画担当調査役）「コーポレート・ガバナンスに関する上場制度の見直しの概要」（『商事法務』No. 1961（2012 年 3 月 25 日））p. 33。

⁷ 東証のウェブサイト（<http://www.tse.or.jp/rules/cg/b7gje60000005o5h-att/20111003.pdf>）に掲載されている。

イ. 前記 a. ～d. に掲げる者（注3）

ロ. その会社又はその子会社の業務執行者等（注4）

（注1）財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、その団体に所属する者及びその団体に過去に所属していた者をいう。

（注2）法人である場合には、その法人の業務執行者等をいう。

（注3）重要でない者を除く。

（注4）社外監査役を独立役員として指定する場合は、業務執行者でない取締役、業務執行者でない取締役であった者、会計参与、会計参与であった者を含む。

○さらに、東証は、現在、独立役員制度を強化する規則改正を検討している⁸。その中で、独立役員が次の①～③に該当する場合には、独立役員に関する情報開示（「独立役員届出書」の東証への提出及び公衆縦覧）を次のように拡充することが予定されている。

①上場会社の取引先又はその出身者……「その旨及び取引の概要」を開示

②社外役員の相互就任（注）の関係にある先の出身者……「その旨及び相互就任の概要」を開示

③上場会社が寄付を行っている先又はその出身者……「その旨及び寄付」の概要

（注）上場会社（A社）の出身者が、他の会社（B社）の社外役員である場合であって、かつ、当該他の会社（B社）の出身者が、当該上場会社（A社）の社外役員である場合をいう。

○実務上は、これらの「金融商品取引所が開示を求める社外役員の独立性に関する事項」と有価証券報告書の記載内容の整合性をとる傾向が、今後、より強まることも予想されよう⁹。

○なお、ガイドラインを踏まえて、金融商品取引所における開示事項を参考に、有価証券報告書の社外役員と提出会社の利害関係を記載すれば、基本的に、開示義務は果たされたものと考えられる（「金融庁の考え方」No. 6）。ただし、その場合、記載された内容は、金融商品取引所の規則（ソフト・ロー）に基づく開示にとどまらず、金融商品取引法（ハード・ロー）に基づく開示ともなることから、仮に、記載内容に虚偽等が発覚すれば、刑事罰や課徴金などの法的なエンフォースメントの対象となり得る。

2. 施行時期

○改正開示府令は、公布の日（2012年3月30日）から施行されている（改正開示府令附則1項）。

○実際の適用については、2012年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書（有価証券届出書は、2012年3月31日以後に終了する事業年度を最近事業年度とするもの）から適用するものとされている（同附則2、3項）。

⁸ 東京証券取引所「証券市場の信頼回復のためのコーポレート・ガバナンスに関する上場制度の見直しについて」（2012年2月28日）。拙稿「独立役員制度の強化案」（2012年3月28日付レポート）も参照。

⁹ なお、ガイドライン上は、あくまでも「参考にすることができる」と定められており、金融商品取引所における開示事項の通りに記載することが義務付けられる訳ではない（「金融庁の考え方」No. 11）。